

報道関係者各位

令和6年9月20日

介護用品支給チケットの交付について

介護保険で要介護4または5と認定された市民税非課税世帯の65歳以上の方を在宅で介護しているご家族に対し、介護用品支給チケットを交付します。

- 目的** 在宅で寝たきりや認知症のお年寄り方を介護されているご家族に、介護用品を購入できるチケットを交付することにより、ご家族の負担を少しでも軽減する。
- 対象者** 基準日時点において、介護保険制度の要介護認定で要介護4または5と認定された市民税非課税世帯の65歳以上の方を在宅で介護しているご家族
※介護施設などに入所、入院している方は対象外。
※基準日は4月1日及び10月1日の年2回
※申請に基づきご家族に配布（4月、10月初旬案内、4月、10月下旬にチケット交付）
- 支給額** 年間2回、1回につき1人当たり20,000円分（1,000円×20枚）のチケットを交付。
- 対象品目** 紙おむつ、おむつカバー（防水シート含む）、尿取りパッド、パンツ型紙おむつ、使い捨て手袋及び清拭剤の6品目
（ウェットティッシュ、除菌シート等は対象外）
- 購入方法** 舞鶴薬業会に加盟の薬局・薬店で対象品目を購入する場合にチケットで支払いが可能
（購入金額に生じた1,000円未満の端数、または購入金額が1,000円未満の時はチケットの使用は不可）
- 問合せ先** 高齢者支援課 介護保険係（TEL 66-1013）



SDGs 未来都市

舞鶴市 高齢者支援課（課長 半林）
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
TEL: 0773-66-1013、FAX: 0773-62-7957
E-mail: kourei@city.maizuru.lg.jp